

## 設 立 趣 意 書

### 1 趣 旨

令和元年6月、内閣府が行った「国民生活における世論調査」において、今後、政府はどのようなことに力を入れるべきだと思ふかとの問いに対して、66.7%の方が「医療・年金等の社会保障の整備」について最も高く挙げ、以下、「景気対策」(52.5%)、「高齢社会対策」(50.7%)、「雇用・労働問題への対応」(37.1%)、「少子化対策」(36.1%)、「物価対策」(34.6%)の順に回答がありました。(複数回答、上位6項目)

社会保障という点においては、憲法第25条の規定を受け、昭和25年に社会保障制度審議会が「社会保障制度に関する勧告」を行い、その後、社会状況等の変化により、同審議会は平成7年に、「社会保障体制の再構築」と題する勧告を行いました。

その勧告では、「今日の社会保障体制は、すべての人々の生活に多面的にかかわり、その給付はもはや生活の最低限度ではなく、その時々を文化的・社会的水準を基準と考えるものとなっている」とし、社会保障の新しい理念として、「広く国民に健やかで安心できる生活を保障すること」を掲げました。

さらに平成25年、政府部内の組織である社会保障制度改革国民会議は、社会保障の新しい理念を今日の課題状況に即しどのように実現するか、その方向性を敷衍したものととして、以下の8点を「社会保障制度改革の方向性」として指摘しました。

- 1 「1970年代モデル」から「21世紀(2025年)日本モデル」へ
- 2 すべての世代を対象とし、すべての世代が相互に支え合う仕組み
- 3 女性、若者、高齢者、障害者などすべての人々が働き続けられる社会
- 4 すべての世代の夢や希望につながる子ども・子育て支援の充実
- 5 低所得者・不安定雇用の労働者への対応
- 6 地域づくりとしての医療・介護・福祉・子育て
- 7 国と地方が協働して支える社会保障制度改革
- 8 成熟社会の構築へのチャレンジ

こうした指摘等を背景に、政府、そして各行政機関は様々な施策を実行しています。

その結果、私たちの生活はより良いものへと変化していますが、制度そのものが不十分であったり、仕組みや制度についての理解・周知が足りないため、適正な保障へ繋がらない方々が数多くいることも事実です。

また、いくら仕組みや制度を整えても、そのことが「広く国民に健やかで安心できる生活を保障すること」に繋がるという気運を醸成しなければ意味がありません。

私たちは、より良い社会を実現していくために、仕組みや制度を変えていこう、整えていこうという取り組み、いわゆるソーシャルワークを通じて、有用な社会資源として機能したいと考えております。

それにより、「豊かな生活の基本資材」、「健康」、「安全」、「良好な社会関係」及び「選択と行動の自由」という、人間の福利（ウェル・ビーイング）の増進に寄与するとともに、単に、社会福祉という領域でのソーシャルワークに留まらず、頼もしいソーシャルワークの広がり、社会問題のセーフティーネットの広がりに繋げていきたいと願っております。

法人名である「みのりて」とは、少数派という言葉をフランス語（**minorité**）で表し、日本語読みしたものです。

超高齢社会を迎え、もはや高齢者は少数派には当てはまらず、また、障がいや様々な課題を抱えている方も多いため、少数派とは言いがたい面もありますが、そうした方々に「実りある手」を差し伸べたいという思いも込め、「みのりて」と名付けました。

☆ ダイバーシティ（多様性）&インクルージョン（包含）

多様な人間が互いの違いを受け入れ、活かしあいながら、それぞれに実力を発揮できる社会のあり方を目指し、活動していきたいと思っております。

## 2 申請に至るまでの経過

令和2年4月 2日 第一回準備委員会

令和2年4月 20日 第二回準備委員会

令和2年5月 4日 第三回準備委員会

令和2年5月 13日 第四回準備委員会

令和2年5月 21日 第五回準備委員会

令和2年6月 9日 第六回準備委員会

令和2年6月 14日 設立総会

令和2年6月 16日

特定非営利活動法人みのりて

設立代表者 札幌市清田区平岡8条3丁目8番7号

伊藤 昭弘